

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
東大阪支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 583 1626 760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月11日</td> <td>令和4年5月10日</td> <td>令和4年8月29日</td> <td>580円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月11日	令和4年5月10日	令和4年8月29日	580円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年5月11日	令和4年5月10日	令和4年8月29日	580円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月15日）